



成長が期待される中学生スポーツ

(全国中学選抜体育大会より)

のより一層の普及・振興を図り、これを基盤として本県選手の育成・強化に努めることが基本方針として盛り込まれている。更にこれを踏まえ、競技力向上対策本部の組織の拡充や、企業スポーツの普及・振興を図るうえで欠かすことのできない企業スポーツ連絡協議会の設立などの「組織の整備・拡充」や、中央講師招へい指導者講習会・ジュニア指導者講習会などの「指導者の養成・確保」、また中学生強化合宿や競技別強化合宿などの「選手育成・強化」、更に選手の強化事業を推進するうえで必要な馬匹・艇などの「特殊競技用具の整備」など、五つの項目が骨子となっている。

当面は、福島県内で活躍する年齢層の普及強化を図るため、学校体育の充

## 資料 2

### 第50回国民体育大会福島県競技力向上推進総合計画

#### I. 基本方針

第50回国民体育大会開催方針に基づき、指導者の養成、組織の拡充及び諸条件の整備を計画に行い、県民各層のスポーツの普及・振興を図り、さらにこれを基盤に競技力の向上に係る総合的な事業を推進し、本県代表選手の育成・強化に努める。

#### II. 推進策

##### 1. 組織の整備・拡充

- (1) 競技力向上事業を積極的に推進するために、第50回国民体育大会競技力向上推進組織の拡充・強化を図る。
- (2) 財福島県体育協会、競技種目団体及び学校体育団体等の運営体制、指導体制の強化を図る。
- (3) 競技力向上事業を円滑に推進するために、競技力向上対策本部を中心に、県・市町村及び県体育協会・競技種目団体等の関係機関・団体が緊密な連携を図る。

##### 2. 指導者の養成・確保

- (1) 指導者の養成については、講習会、研修会の開催及び中央講習会等への派遣を行い、その養成と資質の向上を図る。
- (2) 指導者の確保については、公共団体及び民間団体に協力を要請し、また、事業推進等を配慮した指導者の配置を促進する。特に未普及競技種目（種別）については、優秀な指導者の積極的な確保に努める。
- (3) 各競技種目団体における小・中・高等学校、大学及び一般等の指導者が連携を密にし、一貫した指導の促進を図る。

##### 3. 選手の育成・強化

- (1) 各競技種目団体は、一貫した選手の育成・強化のため、年次事業計画を作成し強化合宿、交流試合等を実施し、重点的な強化を図る。
- (2) 小学生対象のスポーツ教室等を実施し、各種スポーツの普及を図る。
- (3) 中・高校生対象の講習会、強化合宿等を実施し選手の育成・強化を図るとともに、優秀選手の発掘に努める。
- (4) 市町村や企業等に協力を要請し、スポーツクラブの結成とその育成・強化を促進する。
- (5) 未普及競技種目（種別）については、普及教室を開催するとともに関係機関・団体と緊密な連携のもとに部の新設や強化チーム・選手を指定し強化事業を行い普及・強化を図る。

##### 4. 特殊競技用具の整備

選手強化事業を推進するために必要な艇、馬匹、ピームライフル等の特殊競技用具の計画的整備を図る。

##### 5. 諸条件の整備

- (1) 選手・指導者の強化事業への参加体制の整備を図る。
- (2) 選手・指導者の健康管理について万全を期するため、関係機関・団体との協力体制を確立するとともに、傷害保険の加入を促進する。
- (3) 練習会場を確保するため、競技施設の利用等に必要措置を講ずる。
- (4) スポーツの科学的調査研究の成果や先例の資料の収集・分析を行い効率的な強化事業の推進に供する。
- (5) 競技力向上事業を積極的に推進するため、広く県民の理解と協力を求める。